

都城工業高等専門学校学寮給食業務委託実施細目

都城工業高等専門学校学寮給食及び学生食堂業務委託に係る学寮給食業務の実施細目を次のとおり定める。

1. 給食日及び給食時間に関する事項

- (1) 給食は1日3食（朝食、昼食、夕食）とし、契約書に基づき受託者の作成した献立表により実施するものとする。なお、開寮日は夕食のみ、閉寮日は朝食のみとする。
- (2) 給食日及び給食時間は原則として次のとおりとする。ただし、受託者と協議して変更することができる。
- (7) 給食日は、次の休業日を除く毎日とする。（学校行事等により変更することがある。）

（資料4参照）

（R1実績）

区 分	期 間
春 季 休 業	4 月 1 日
夏 季 休 業	8 月 1 2 日 から 9 月 2 2 日
冬 季 休 業	1 2 月 2 2 日 から翌年 1 月 4 日
学 年 末 休 業	2 月 2 9 日 から 3 月 3 1 日

- (4) 給食時間は、次のとおりとする。

区 分	平 日	休 日
朝 食	7 時 10 分から 8 時 00 分まで	7 時 40 分から 8 時 30 分まで
昼 食	12 時 00 分から 12 時 50 分まで	12 時 00 分から 12 時 50 分まで
夕 食	18 時 00 分から 19 時 30 分まで	18 時 00 分から 19 時 30 分まで

2. 献立等に関する事項

- (1) 献立表（様式7-1、様式7-2）は成分表により作成するものとし、1日当たりの平均食事規格は、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」における15歳男子の基準を充足するものとする。ただし、改訂があった場合は速やかに見直しをすること。
- (2) 受託者は、毎日の献立表を一週間単位で作成し、実施一週間前までに委託者に提出して、その承認を得るものとする。なお、献立内容を変更しようとするときは、実施3日前までに委託者に申し出て、その指示を受けなければならない。
- (3) 原則として、献立は主食、主菜、副菜、汁等で構成すること。
- (4) 同じ献立を繰り返すことがないように配慮すること。
- (5) 主食は、米飯、パン、麺類等が毎食偏らない献立を作成すること。
- (6) 朝食における主食は、米飯もしくはパンを選択できること。
- (7) 米飯は毎食おかわりができること。

- (8) 食物アレルギー、宗教上の理由等で食事制限がある寮生には、必要に応じて特別メニューを提供すること。
- (9) 寮生が病気になった際に、必要に応じて粥等の病人食を提供すること。
- (10) 季節・地産地消を反映した献立を作成すること。
- (11) 学寮給食業務以外に委託者が特別食の提供を別途要請した場合には、給食業務に支障のない範囲で対応すること。
- (12) 寮生が、クラブ活動等で弁当（昼食・夕食）を必要とする場合、給食費の範囲内で対応すること。

### 3. 給食費に関する事項

- (1) 給食費は、月額1,100円（消費税を含む）にその年度の喫食日数を乗じた額を基準とする。中途入退寮者は、入寮日から退寮日までの喫食日数を乗じる。ただし、給食材料費については、開寮日は夕食のみ、閉寮日は朝食のみとする。
- (7) 給食費は、毎月25日までにその月分を徴収するものとする。ただし、長期休業期間前後にかかる給食費については併せて徴収する。引落及び振込に係る手数料については寮生負担とする。
- (イ) 1日の給食費の使途は、次の内訳額を基準とする。
  - ・給食材料費 812円（朝食174円 昼食308円 夕食330円）
  - ・諸経費（人件費・光熱水費） 288円
  - 計1,100円（消費税を含む）
- (ウ) 受託者は、期日までに納入しない寮生について、適時保護者へ督促をする。また、未納の寮生については、滞納額を年4回（7月、10月、1月の月上旬及び2月の中旬）書面により委託者へ報告する。複数月分未納の寮生については、委託者の協力のもと適宜保護者に対して督促するものとする。
- (エ) 年間の給食費に余剰が出る場合は、特別献立（バイキング・デザート・夜食・その他）により寮生に還元すること。

### 4. 欠食の取り扱い

#### (1) 欠食の許可

寮生の欠食は土・日曜日、祝日等の休業で、（帰省・外泊に伴い）6食以上連続して喫食しない場合のみ認めるものとする。ただし、自己の都合によらない特別の事情があつて欠食する場合、寮務主事が認めた時は、この限りではない。

#### (2) 欠食の手続き

委託者は欠食を許可した場合、その数を欠食日の3日前までに、受託者に連絡するものとする。

#### (3) 欠食金返還者名簿の作成

受託者は毎月欠食金返還者名簿を作成し、翌月15日までに委託者の確認を受けるものとする。

(4) 欠食金の返還

受託者は委託者の確認を受けた欠食金返還者名簿に基づき、翌月末までに寮生に欠食金を返還しなければならない。

(5) 欠食金の計算

各食の給食材料費に、欠食数を乗じて得た額とする。

(6) 中途退寮時の返金

やむを得ない事由により、月の途中で退寮する場合は、その翌日以降の給食材料費を返金するものとする。

5. 検食に関する事項

受託者は、検食用として調理の都度各1食を委託者へ提供しなければならない。

6. 栄養指導

食育の一環として、利用者への栄養指導を、年に1～2回実施するものとする。

7. その他

この実施細目に定めのない事項及び変更を要する事項が生じた場合は、その都度委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

(用語補足)

- ・ 特別メニュー：食物アレルギーや宗教上の理由で、恒常的に配慮する献立。給食費に含む。
- ・ 特別献立：給食費の余剰分等で付加価値をつけた献立、給食費に含む。
- ・ 病人食：病気療養時の粥等の献立。給食費に含む。
- ・ 特別食：通常業務以外に提供する献立。給食費には含まない。別途材料費等を徴収。